

改正育児・介護休業法等の今後の施行スケジュール

○第一次施行（公布日（平成28年3月31日））

- ・ 指定法人に関する規定の削除

※必要な政令・省令の規定の整備は実施済み

- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第140号）
- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（厚生労働省令第72号）

○第二次施行（平成29年1月1日）

- ・ 介護休業の分割取得
- ・ 介護休暇の取得単位の柔軟化
- ・ 介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）の見直し
- ・ 介護のための所定外労働の免除の新設
- ・ 子の看護休暇の取得単位の柔軟化
- ・ 有期契約労働者の育児休業・介護休業取得要件の緩和
- ・ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
- ・ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するための雇用管理上の措置の義務づけ
- ・ 育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止の派遣先への義務づけ

（参考）介護休業給付の給付率の引き上げ（改正雇用保険法）

平成28年8月1日施行